

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年4月5日(木)午後1時30分から3時00分

2. 開催場所 辰野町役場2階第6会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	武井	典夫
会長職務代理者	2番	三澤	省三
委員	3番	松澤	覚一
	4番	山崎	今朝利
	6番	赤沼	君人
	7番	尾坂	壽夫
	8番	根橋	建太郎
	9番	山内	良春
	10番	赤羽	則子
	11番	小澤	高佳
	12番	上島	明德
	13番	下田	節子
	14番	勝野	次郎
	15番	小野	一喜
	16番	赤羽	武直

4. 欠席委員(1人)

5番 野澤 宏

5. 議事日程

議案第1号 農地法の規定に基づく許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

報告事項 専決事項について

(1)3月許可決定の5条2件については長野県農業会議から3月15日付で

許可相当の意見答申があったので、許可指令書を交付した

(2)農地法第18条第6項の規定による通知書について

(3)認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について

その他

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課課長 中村良治

事務局次長 役場産業振興課課長補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

(開会)

<武井会長>

みなさん、こんにちは。24年度の初めての農業委員会の総会ということでございます。今、事務局の中村さん、それから三澤代理から話がありましたように、今年が最後の年でございます。どうかこの三年間の有終の美を飾れますように、一年間お互いに努力をしながら、そして研鑽をしながら、一年を過ごして、良かったなあという三年間になるように、お互いに協力してこの会を盛り上げていただきたいと、こんな風に思います。本当に二年前に選挙管理委員会の方から任命をされたわけでございますが、上伊那の中ではいろいろな行事を一番辰野町がやっておるわけでございます。そういう中では私も上伊那の会長会議に行っても他の市町村からうらやましがられるようなこともありますけれども、またこういうこともやったらどうかというようなこともあります。そういう風な中で3月の時に、これだけの鳥獣害の問題が出ておる中で、農業委員会として色々の施策の中の会議に出席はしなければならないということは十分承知しておるわけでございます。どうか地域のそういう風な問題についてひとつご参加をいただいて、今年度が有終の美を飾れるようにお願いをしてあいさつに代えさせていただきたいと思いますが、どうか健康には十分留意されまして本年度は最後の親睦とそれから研修の旅行等もありますのでどうか健康には特に留意をされてそういう行事があるときには全員の方が参加できますようお願いをしておきますのでよろしくお願ひしたいと思います。

それでは3番の議事録の署名人の指名をいたします、9番の山内委員、10番の赤羽委員、よろしくお願ひをしたいと思います。

それでは4番の議事に入りたいと思います。本日は3条、4条、5条というようなのが数件ありますのでよろしくお願ひいたします。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について事務局の方からまず最初に3条の方からお願ひいたします。

<事務局>

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字樋口...番地のAさん所有の、大字樋口字クボバタ...番地、地目は登記現況とも畑、面積203㎡を、大字樋口...番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は63aで下限面積を超えております。また事務局で現地を見ましたところ、権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法

第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、山内委員と下田委員から意見書をいただいています。以上です。

<武井会長>

それでは9番の山内委員お願いいたします。

<9番山内委員>

今、説明のあったとおりでございまして、この農地につきましてはかねてから Aさんが耕作しておったところでございます。実は今年の1月ですか、Bさんが自宅の東側をやはり3条で入手いたしまして、ちょっと離れているところはもういらないと、いらなくてことも無いんですけれど、手放してもいいという話がありまして成立したわけでございます。値段の方もちょっと、坪2万となっております、どうしても欲しいとこだわった、地続きだから、気持ちよく2万円という数字を出したという話を聞きました。以上特別な問題はないかと思っておりますので、お願いいたします。

<武井会長>

ただ今、担当の委員の方から詳細について説明があったわけですが、この件につきまして何かご質問、ご異議あったら・・・(異議なし)よろしいですかね(「はい」の声)ではこの件につきまして許可することにいたします。続きまして、4条の方お願いします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字伊那富...番地にお住まいの Aさんが大字伊那富...番地、地目は登記現況とも畑、面積213㎡に、一般住宅の新築をするための申請でございます。国道153号線の拡幅工事にともない、現住居を取り壊さなければならないため、代替地として現在の住宅の西に隣接の申請地に住居を新築するものです。既存宅地と宅地に転用する面積を合わせますと558.38㎡となります。申請地は街区に占める宅地の割合が40%を超える区域内にありますので、農地法第4条第2項第1号ロの(1)の第3種農地にあたり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、尾坂委員、野澤委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは尾坂委員から現状について説明をお願いいたします。

<7番尾坂委員>

はい、それでは私の方からご説明申し上げますが、図面の方を見ていただきたいと

思います。羽場の交差点のところ現在改良工事中でございまして、Aさんの土地、建物があるところでございます。それに伴って先程説明のあったとおり、裏側の方へ宅地造成してそちらの新しく住宅を造るということでございます。境界につきましても、3月15日に野澤委員と土地家屋調査士、地主さんと4人で現地を確認し境界は全てよし、それから道路につきましても3メートルの道路を北側につくります。上下水道につきましても県道側、北側県道から入っておりますのでそこでつながると。雨水につきましても浸透方式を使うということでございますので何ら問題ないということでご審議をよろしく願いいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございます。この件につきまして今尾坂委員の方から説明があったわけでございます。羽場の信号機のところの拡幅工事によってAさんが住宅がたたるということで移転ということでございますが、この件について何かご異議または質問等ございましたらお願いします。いかがでしょうか。（「異議なし」の声）はい、それでは異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することにいたします。それでは続きまして5条の方に入りたいと思います。5条の方をお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～5番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、使用貸借権の設定でございます。

大字小野...にお住まいのAさんが所有いたします、大字小野字大庭...番地、地目は登記現況とも畑、面積388㎡を、大字小野...にお住まいのBさんが使用貸借し一般住宅の新築をするための申請でございます。借人は現在父である貸人ら家族と同居しておりますが、この度申請地に自らの住居を新築したいというものです。申請地は概ね300メートル以内にJR中央東線小野駅がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、勝野委員、小野委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは勝野委員さんの方から詳細について説明をお願いいたします。

<14番勝野委員>

はい、それでは私勝野の方からご説明申し上げます。ただ今ご説明のありましたとおりでございますが、(図面にて場所の説明)ここにAさんの息子の住宅を建てたいということでございまして、3月8日に小野委員とそれから青木さん、私、たまたまきておりました建設業者の方と4名で現地確認をいたしました。地籍調査も終了しておりまして、それぞれの境界釘もしっかり打たれておりましたし、特に東側の畑との堺につきまして

はコンクリートブロックをずうっと敷設してありまして、きっちり境界等もしてありました。それから、上下水道も手前の広い道路に本管が敷設されておりますのでそこに接続するということでした。それと隣接者の方々についても一応承諾を得ているという話でしたので、よろしくご審議をお願いいたします。

< 武井会長 >

はい、ありがとうございました。ただ今担当の方から詳細について説明がありました。この件について何かご質問、ご異議ありましたらどうぞ。(「なし」の声)はい、それでは許可することよろしいでしょうか。はい、それでは許可することにいたします。それでは5条の2番目をお願いいたします。

< 足助事務局次長 >

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地のAさんが所有いたします、中央...番地、地目は登記現況とも田、面積264㎡を、大字伊那富...番地のBさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在アパート暮らしをしておりますが、自己の住宅を新築する計画でございます。申請地は第2種住居地域の用途地域であり、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

< 武井会長 >

はい、では私の方からこの件について説明をさせていただきます。(図面にて場所の説明)この地域は地籍調査等もきちんとできております。そして、下水道、上水等もこの大きな町道の方に入っております。このところは都市計画区域で一応造成してありますのでこのように四角の田んぼになっております。そこで今回こういう風なことで売買をするということになったわけでございます。周りについても問題はないとこんな風に判断をして報告をさせていただきます。いかがですかね(「異議なし」の声)はいそれでは、許可することにいたします。それでは3番へお願いいたします。

< 足助事務局次長 >

3番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地のAさんが所有いたします、中央...番地、地目は登記現況とも田、面積256㎡を、大字赤羽...番地のBさん、Cさんが取得し、住宅を新築するための申請でございます。譲受人は現在貸家住まいのため、自己の住宅を新築する計画でございます。申請地は第2種住居地域の用途地域であり、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、武井会長、上島委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは私の方から3番目の件についてお話をしたいと思います。この件につきましても、同じ農地の中に4区切りくらいに分けて販売するという事で2つの区域が今回売れたということでございます。以上でございます。この件につきまして何かご質問ございますでしょうか。(「なし」の声)はい、異議なしということでございますのでこの件につきまして許可することにいたします。それでは4番目お願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、5番、使用貸借権の設定でございますが、関連しておりますので一括で説明させていただきます。

大字伊那富...にお住まいのAさんが所有いたします、大字伊那富...番地、地目は登記現況とも畑、面積417㎡と、大字伊那富...番地、地目は登記現況とも畑、面積259を、大字伊那富...にお住まいのBさん、Cさんが使用貸借し、一般住宅の新築および通路・駐車場を新設するための申請でございます。借人は現在父である貸人ら家族と同居しておりますが、手狭のため、父所有の申請地を使用貸借し住居を新築したい、また、貸人妻は自宅で着付け教室を開催したいため、住宅への通路及び自家用兼訪問者用の駐車場、車5台分を新設したいというものです。申請地は、街区に占める宅地の割合が40%を超える区域内にありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

はい、それではこの件につきまして、尾坂委員の意見を求めます。

<7番尾坂委員>

はい、私の方から説明を申し上げますが、本来なら野澤委員の説明するところですが都合によって欠席でございますので私の方から説明いたします。3月20日に野澤委員と私とそれから行政書士、それから建築士等で立会をしました。先程の説明のあったとおり10人家族が同一家屋に住んでいるということで手狭なので新しく新築し、また奥さんが着付け教室をやるということで駐車場と通路をつくるということでございます。境界につきましてもしっかりできておりましたし、上下水道等きちっと町道に入っておりますのでその辺については問題ないと。また、隣接地につきましても了解をとっておりますので問題ないという結論に達したところでございます。ご審議をよろしくお願いいたします。

<武井会長>

このような担当の尾坂委員の方から説明がありましたんですが、この件につきまして何かご質問、ご異議のある方。(「なし」の声)それではこの件につきまして、よろしいで

すか、許可することにいたします。3条から5条まで終わりました。それでは議案第2号の方にうつりたいと思います。それではお願いします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計17件、37筆、面積は合計で31,933㎡です。いずれも、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご報告いたします。

<武井会長>

はい、ただ今事務局の方から報告があったとおりでございますが、この件につきまして何かご質問ございますか。(「なし」の声)よろしいですか。はい、それではこの件につきまして了承されたということで処理したいと思います。それでは報告事項の方に進みたいと思いますがよろしいでしょうかね。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、3月許可決定の5条2件につきましては、長野県農業会議から3月15日付けで許可相当の意見答申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

それから、認定電気通信事業者の行う中継施設等の設置に伴う農地転用について、議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理したところであります。報告事項は以上でございます。

<武井会長>

ただ今事務局の方から報告がありましたが、この件につきましてご質問ございますか。なければ了解したということで進みたいと思います。それでは5番のその他の方に進みたいと思います。

その他

○味噌づくり・ひまわりについて

○最終年度の委員旅行について

○次回委員会開催日 5月7日(月) 午後1時30分 役場第6会議室

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印